

令和6年度 事業計画

一 概況

1. 計画の基本

- (1) 会員の福利厚生を増進を図ることを目的として相互共済事業を行い、市町村等行政の円滑な推進に寄与することを基本とします。
- (2) 主たる財源である掛金・負担金率は、掛金・負担金ともに本俸額の3.4/1000とし、事業の柱である厚生事業の内容充実に努めます。
- (3) 加入団体の意向を尊重し、事業運営の安定化に努めます。
- (4) 加入団体の加入拡大を図るとともに、健全な財政運営に努めます。

2. 加入団体及び構成員

	令和6年度（見込）		令和5年度（4/1）		増減	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
市	16	8,300	16	8,264	0	36
町 村	14	2,300	14	2,214	0	86
一部事務組合	23	1,300	23	1,275	0	25
小 計	53	11,900	53	11,753	0	147
退職者の会	1	7,800	1	7,872	0	△72
合 計	54	19,700	54	19,640	0	75

3. 財源率

		掛 金	負担金	合 計
財 源 率		3.4	3.4	6.8
支出区分	厚生事業会計	2.0	2.5	4.5
	医療福社会計	1.4	—	1.4
	法人会計	—	0.9	0.9

二 図書券助成事業

1. 趣旨及び財源

法人会計事業において、加入団体の自治体を対象として図書券助成を実施します。現職会員と退職会員の会費から一人当たり 300 円を財源とします。

2. 図書券助成事業

(1) 助成基準

- ① 市町村立の小・中学校＝1校当り 3 万円
- ② 小中一貫校は、小学部＝3 万円、中学部＝3 万円
- ③ 市町村立の幼稚園、保育園・保育所＝1園当り 1 万円
- ④ 該当自治体への最低額寄贈額＝10 万円

(2) 令和 6 年度は次の市町村が対象となります。

自治体名	寄 贈 額	中 学 校		小 学 校		保 育 園		幼 稚 園	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
田川市	390,000	3	90,000	9	270,000	2	20,000	1	10,000
筑紫野市	530,000	5	150,000	11	330,000	4	40,000	1	10,000
那珂川市	390,000	4	120,000	8	240,000	1	10,000	1	10,000
篠栗町	190,000	2	60,000	4	120,000	0	0	1	10,000
水巻町	220,000	2	60,000	5	150,000	1	10,000	0	0
大牟田市	880,000	10	300,000	19	570,000	1	10,000	0	0
うきは市	320,000	2	60,000	7	210,000	5	50,000	0	0
飯塚市	920,000	10	300,000	19	570,000	3	30,000	2	20,000
合 計	3,830,000	38	1,140,000	82	2,460,000	17	170,000	6	60,000

※最低保証額 (10 万円) 贈呈

三 厚生事業

1. 給付種目、給付

令和6年度の給付種目、給付額は下記のとおりです。

(単位：円)

種	目	給付額
結婚祝金	初 婚	60,000
	再 婚（1回限り）	30,000
出産祝金	—	30,000
退職記念品	勤続1年以上5年未満	10,000
	勤続5年以上15年未満	50,000
	勤続15年以上25年未満	70,000
	勤続25年以上	100,000
	特 別 職	5,000／1年
入学祝金	小・中 学 校	10,000
	高 校 以 上	20,000
入院見舞金	入院15日以上30日未満	20,000
	入院30日以上	50,000
銀婚祝金	—	60,000
勤続祝金	勤続10年	10,000
	勤続20年	20,000
	勤続30年	30,000
死亡弔慰金	会 員	500,000
	配偶者	250,000
	子 供	50,000
	同居の親	50,000
	非同居の親	30,000
	実祖父母	10,000
還暦・長寿祝金	還 暦	10,000
	古 希	20,000
	喜 寿	30,000
育児休業援助金	6ヶ月まで	40,000
	7ヶ月から	20,000
無給会員給付金	1ヶ月	100,000
無受給会員特別給付	3年間給付を受けていない場合	10,000
介護休業援助金	取得実日数（上限30万円）	4,000／1日

四 医療福祉事業

1. 給付種目、給付額

(1) 医療援助金(退職会員に給付する事業)

- ① 医療費の自己負担金の3割を給付します。
- ② 令和6年度の年間給付限度額は4万円です。

(2) 遺児奨学援助金

現職会員が亡くなりその遺児が高校に進学した場合、高校在学期間（3年間）につき月額5,000円を給付します。

2. 退職会員の負担額

令和6年度の退職会員負担額は、会員一人あたり6,000円（年額）です。

五 選択型福利事業

1. 制度加入

団体ごとの任意加入です。厚生事業とは別に財源負担が必要となります。

2. ポイント制

積立額1,000円を1ポイントとして、会員毎に積算します。

3. メニューからの選択

ポイントの範囲内で用意されたメニューの中から給付を選択します。

退職又は制度から退会するまでに、全ポイントを消化しなければなりません。

六 派遣職員損害保険事業

1. 事業内容

加入は団体ごとの任意加入で、補償範囲と給付額は前年度と同じです。

2. 掛 金

区 分	年間掛金/1人
一般職員	7,930円
役 員	12,360円

七 加入促進

既加入団体の協力を得ながら引続き加入拡大に努めます。